

任意調査対応履歴

調査実施日時	_____	調査実施場所	_____
		(肩書)	(名前)
身分証の確認	_____ 税務署 _____	部門	_____
			_____
			_____

調査理由

対象年分 \_\_\_\_\_

調査官の心得7カ条 …… 税務署内規のルール、守られていますか？

- ①臨場したら、まず本人の承諾を得る
- ②毅然たる態度で、応対丁寧に
- ③現況は、相手が開けて出すのが基本
- ④居室などプライバシーは尊重する
- ⑤絶対に、現金等には手を触れない
- ⑥書類等の借用・返却は確実に
- ⑦終わったら、整理・整頓忘れずに

留意点（調査開始時）

- ①黙秘権が認められている。
- ②長期間調査に来ていないので、というのは理由にならない。  
理由があるから特定の納税者を調査対象に選定している。
- ③現在進行中の年度においては基本的に調査の対象にならない。
- ④スタッフにも質問は可能だが、院長が知られたくない事もある。  
勝手な接触は守秘義務違反の可能性がある。
- ⑤調査の妨害は質問検査権妨害罪の適用がある。

トラブル事例

- ①物品の損壊や紛失があった。
- ②個人的な物と何度も説明したが、知人の手紙や手帳を見られた。
- ③高圧的な態度で、院長や院長夫人のカバンを無理やり確認した。
- ④院内を見ることは許可したが、院長の机の中や本棚を見ることまでは許可していない。

留意点（調査終盤）

- ①税務調査には、その後は調査が必要ないように指導する、という意味合いも有る。
- ②調査に際する苦情は統括官か上席に。
- ③修正申告した後は、不服申し立てが出来ない。
- ④安易な和解や妥協は不要。和解してもその後処分が無いとは限らない。

備考